

建築学研究科・建築デザイン専攻の学位論文審査基準

【修士論文】

1. 審査体制

修士論文の審査では、近畿大学学位規程第 8 条(修士論文の審査)に従って、修士課程担当の指導教員の資格を有する者のうち 3 名以上をもって、そのうち 1 名を主査とし、残りを副主査とする。ただし、必要があるときには、他の審査委員(本学他研究科修士課程・博士前期課程、さらに他大学大学院の修士課程・博士前期課程において、指導教員の資格を有する者を含む)を副主査として加えることができる。

なお、原則として修士論文を提出した者の指導教員は主査になることができないこととする。ただし、論文審査において支障をきたす場合は、審査プロセスの透明性、公平性及び公正性を担保して、指導教員が主査になることが認められる。

2. 資格要件

審査対象論文は、近畿大学学位規程第 7 条(修士論文の提出)の要件を満たすものとする。

3. 評価項目

近畿大学学位規程第 10 条(修士論文合格基準)を踏まえ、以下に論文審査の評価項目を定める。

- (1) 建築デザイン分野における課題を自ら見出し、解決へと導くことのできる高度な専門知識を修得していること。
- (2) 建築デザイン分野の専門技術者として、現代社会の課題に対して創造的に貢献することのできる、優れたデザイン能力とプレゼンテーション能力を修得していること。
- (3) 現代の技術者に求められる国際感覚と高い倫理観を持ち、他分野と協働しながら主体的かつ計画的に建築デザインを実践する能力を修得していること。

4. 評価方法と判定

(1) 全ての審査委員が、表1の学位論文評価基準表(修士課程建築デザイン専攻)に基づいて各評価項目(各評価項目の比重割合:(1)40%、(2)30%、(3)30%)を、1～5点で評価する。

(2) 当該修士論文の審査委員の主査は、近畿大学学位規程第 9 条(最終試験)及び近畿大学学位規程第 12 条(合否の決定)に基づき、論文審査と最終試験の審査において、評価点数の合計が 60 点をもって学位授与を可として、研究科委員会に学位授与の可否を報告する。研究科委員会は、近畿大学学位規程第 12 条(合否の決定)に則って、学位論文の審査と最終試験の合否を決定する。続いて、近畿大学学位規程第 13 条(学位の授与)に従って、研究科委員会は、合否の議決に意見を付して、大学院委員会の議を経て、学長に報告する。学長は、大学院委員会の合否の議決結果に基づき、修士の学位を授与する。

表1 学位論文評価基準表(修士課程建築デザイン専攻)

評価項目	A(5点)	B(3点)	C(1点)
(1) 建築デザイン分野における課題を自ら見出し、解決へと導くことのできる高度な専門知識を修得していること。	専攻の専門科目にかかる修了要件を満たしており、論文内容およびそれに関する口頭試問等を通じ、十分な専門知識を有していることが確認できる。	専攻の専門科目にかかる修了要件を満たしているが、論文内容およびそれに関する口頭試問等を通じた専門知識の確認において、十分であるとは言えないが、さらなる学修により達成が期待できる。	専攻の専門科目にかかる修了要件を満たしているが、論文内容およびそれに関する口頭試問等を通じた専門知識の確認において、十分であるとは言えない。
(2) 建築デザイン分野の専門技術者として、現代社会の課題に対して創造的に貢献することのできる、優れたデザイン能力とプレゼンテーション能力を修得していること。	論文内容およびそれに関する口頭試問等を通じ、的確な専門的課題の設定がなされ、その分析と結論の導出に十分な能力と独自性を有していることが確認できる。	論文内容およびそれに関する口頭試問等を通じ、的確な専門的課題の設定がなされているが、その分析と結論の導出に十分な能力と独自性を有しているとまでは言えない。	論文内容およびそれに関する口頭試問等を通じ、的確な専門的課題の設定がなされておらず、その分析と結論の導出に十分な能力と独自性を有しているとは言えない。
(3) 現代の技術者に求められる国際感覚と高い倫理観を持ち、他分野と協働しながら主体的かつ計画的に建築デザインを実践する能力を修得していること。	論文内容およびそれに関する口頭試問等を通じ、その問題意識に高い現代性もしくは倫理観を確認できるとともに、研究過程における主体性と計画性、もしくは研究協力者との協働性を十分に確認できる。	論文内容およびそれに関する口頭試問等を通じ、その問題意識に高い現代性もしくは倫理観を確認できるが、研究過程における主体性と計画性、もしくは研究協力者との協働性を十分に確認できるとまでは言えない。	論文内容およびそれに関する口頭試問等を通じ、その問題意識に高い現代性もしくは倫理観を確認できず、研究過程における主体性と計画性、もしくは研究協力者との協働性を十分に確認できるとは言えない。

建築学研究科・建築デザイン専攻の特定の課題についての研究成果の審査基準

【修士設計】

1. 審査体制

近畿大学学位規程第 4 条(修士の学位授与の要件)に従って、特定の課題についての研究成果の審査をもって学位論文の審査に代える場合(これを「修士設計」とする)、近畿大学学位規程第 8 条(修士論文の審査)に従って、修士課程担当の指導教員の資格を有する者のうち 3 名以上をもって、そのうち 1 名を主査とし、残りを副主査とする。ただし、必要があるときには、他の審査委員(本学他研究科修士課程・博士前期課程、さらに他大学大学院の修士課程・博士前期課程において、指導教員の資格を有する者を含む)を副主査として加えることができる。

なお、原則として修士設計を提出した者の指導教員は主査になることができないこととする。ただし、修士設計の審査において支障をきたす場合は、審査プロセスの透明性、公平性及び公正性を担保して、指導教員が主査になることが認められる。

2. 資格要件

審査対象の特定の課題についての研究成果は、近畿大学学位規程第 7 条(修士論文の提出)の要件を満たすものとする。

3. 評価項目

近畿大学学位規程第 10 条(修士論文合格基準)を踏まえ、以下に特定の課題についての研究成果の審査の評価項目を定める。

- (1) 建築デザイン分野における課題を自ら見出し、解決へと導くことのできる高度な専門知識を修得していること。
- (2) 建築デザイン分野の専門技術者として、現代社会の課題に対して創造的に貢献することのできる、優れたデザイン能力とプレゼンテーション能力を修得していること。
- (3) 現代の技術者に求められる国際感覚と高い倫理観を持ち、他分野と協働しながら主体的かつ計画的に建築デザインを実践する能力を修得していること。

4. 評価方法と判定

(1) 全ての審査委員が、表 2 の特定の課題についての研究成果評価基準表(修士課程建築デザイン専攻)に基づいて各評価項目(各評価項目の比重割合:(1)40%、(2)30%、(3)30%)を、1～5点で評価する。

(2) 当該特定の課題についての研究成果の審査委員の主査は、近畿大学学位規程第 9 条(最終試験)及び近畿大学学位規程第 12 条(合否の決定)に基づき、特定の課題についての研究成果の審査と最終試験の審査において、評価点数の合計が 60 点をもって学位授与を可として、研究科委員会に学位授与の可否を報告する。研究科委員会は、近畿大学学位規程第 12 条(合否の

決定)に則って、特定の課題についての研究成果の審査と最終試験の合否を決定する。続いて、近畿大学学位規程第 13 条(学位の授与)に従って、研究科委員会は、合否の議決に意見を付して、大学院委員会の議を経て、学長に報告する。学長は、大学院委員会の合否の議決結果に基づき、修士の学位を授与する。

表 2 特定の課題についての研究成果評価基準表(修士課程建築デザイン専攻)

評価項目	A(5点)	B(3点)	C(1点)
(1) 建築デザイン分野における課題を自ら見出し、解決へと導くことのできる高度な専門知識を修得していること。	専攻の専門科目にかかる修了要件を満たしており、研究成果の内容およびそれに関する口頭試問等を通じ、十分な専門知識を有していることが確認できる。	専攻の専門科目にかかる修了要件を満たしているが、研究成果の内容およびそれに関する口頭試問等を通じた専門知識の確認において、十分であるとは言えないが、さらなる学修により達成が期待できる。	専攻の専門科目にかかる修了要件を満足しているが、研究成果の内容およびそれに関する口頭試問等を通じた専門知識の確認において、十分であるとは言えない。
(2) 建築デザイン分野の専門技術者として、現代社会の課題に対して創造的に貢献することのできる、優れたデザイン能力とプレゼンテーション能力を修得していること。	研究成果の内容およびそれに関する口頭試問等を通じ、現代社会に関する的確な専門的課題の設定がなされ、その解決に向けたデザインとプレゼンテーションに十分な能力と独自性を有していることが確認できる。	研究成果の内容およびそれに関する口頭試問等を通じ、現代社会に関する的確な専門的課題の設定がなされているが、その解決に向けたデザインとプレゼンテーションに十分な能力と独自性を有しているとまでは言えない。	研究成果の内容およびそれに関する口頭試問等を通じ、現代社会に関する的確な専門的課題の設定がなされておらず、その解決に向けたデザインとプレゼンテーションに十分な能力と独自性を有しているとは言えない。
(3) 現代の技術者に求められる国際感覚と高い倫理観を持ち、他分野と協働しながら主体的かつ計画的に建築デザインを実践する能力を修得していること。	研究成果の内容およびそれに関する口頭試問等を通じ、その問題意識に高い現代性もしくは倫理観を確認できるとともに、研究過程における主体性と計画性、もしくは協力者との協働性を十分に確認できる。	研究成果の内容およびそれに関する口頭試問等を通じ、その問題意識に高い現代性もしくは倫理観を確認できるが、研究過程における主体性と計画性、協力者との協働性のいずれも十分に確認できるとまでは言えない。	研究成果の内容およびそれに関する口頭試問等を通じ、その問題意識に高い現代性と倫理観のいずれも確認できず、研究過程における主体性と計画性、協力者との協働性のいずれも十分に確認できるとは言えない。